

# 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等 に対するパブリックコメント等への主な意見及び考え方

令和 5 年 10 月 18 日  
農 林 水 産 省  
消 費 ・ 安 全 局

## 【審議対象：防疫指針本体に対する意見】

**意見①：** 定型 BSE の平均潜伏期間は 5～5.5 年であり、非定型 BSE はほとんどが満 8 歳齢超えで確認されているため、検査対象牛については月齢制限を付すべき。（都道府県）

**考え方：** BSE の検査月齢については、月齢で区分することなく、症状で区分することが妥当であると、WOAH コードで示されたところ。御指摘のとおり若齢牛は高齢牛と比較して発症のリスクは低いことは事実だが、臨床症状等から BSE が疑われる牛については、等しく BSE 検査の必要があると考えます。

**意見②：** BSE 検査については、検査対象が減ったことにより、検査体制を家畜保健衛生所で維持することが困難になった。今後は、全国の検体を動物衛生研究部門で検査するような体制を構築すべき。（都道府県）

**考え方：** 動物衛生研究部門で全国の BSE 検査を全て賄うには検査頭数が多すぎるため、動物衛生研究部門に検査を一任するのは困難であると考えます。

**意見③：** 検査対象牛の区分が不明瞭であり、現場で区分する際の整理点を明示すべき。（都道府県）

**考え方：** BSE の検査対象区分（防疫指針第 3 の 1 のアの a から e）については、WOAH コードで定める区分に従い、防疫指針の改正を行ったところ。現場での理解醸成に寄与できるよう、補足資料等を周知して参りたい。

**意見④：** BSE の疑いがあるとして農場から家畜保健衛生所に通報がなされる牛については、直ちに家畜防疫員が立ち入る必要は無く、疑わしい牛がいる場合には臨床獣医師が当該牛を確認するべきではないか。（都道府県）

**考え方：** BSE はその性質上、感染牛が農場内で感染を広げる恐れが無いため、疑わしい牛が農場にいる場合にあつては、まずは現場の獣医師に相談するよう、周知して参りたい。

**【審議対象：家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症特別措置法施行規則に対する意見】**

○意見なし

以上

**【御参考：防疫指針留意事項の変更内容】**

**意見①：** 留意事項1で定める検査対象牛が一読では理解し辛く、現場での判断が困難になるため、分かりやすい記載に修正してほしい。（都道府県）

**考え方：** 検査対象牛については、指針本体で定めるほか、詳細な規定は留意事項で定めているところ。畜産の現場で獣医師が理解しやすいよう、補足資料や質疑一覧を作成し、参考に配布したい。

**意見②：** BSE以外の疾病であると獣医師が疑った牛については、全てBSE検査を不要とするべき。（都道府県）

**考え方：** BSE以外の疾病であると、客観的な検査方法（生化学的な検査、病理組織学的検査等）で判断されたものについては、BSE検査を不要とするよう、今般改正したところ。BSE以外の疾病を疑った疾病については、確定診断されていないことから、引き続きBSE検査の対象とするべきと考える。